



広報こがねい

令和7年5月号
下野警察署
0285-52-0110
小金井交番
0285-44-0045

自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和6年中自転車が関係する事故は人身事故の約4分の1を占めています。そのうち、自転車側の7割強に何らかの法令違反があるため、自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車事故の状況（令和6年中）

発生件数	1066件（前年比 +93）
死者数	7人（前年比 -2）
負傷者数	1052人（前年比 +90）

自転車の安全で適正な利用をお願いするまろ！



自転車が関係する事故の当事者1085人のうち、高齢者が341人（31.4%）と最も多く、次いで高校生が218人（20.1%）であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの単独が438件（41.1%）と最も多く、次いで出会い頭が349件（32.7%）、右左折時事故が193件（18.1%）となっています。

自転車に乗るときの基本ルール「自転車安全利用五則」を守り、安全に利用しましょう。

～ 自転車に乗るときは

ヘルメットをかぶろう～

自転車乗車中の交通事故で亡くなられた方約半数は、頭部に致命傷を負っています。

また、致死率は、非着用が着用に比べて約1.7倍高くなっています。

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、ヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」構成率比較【令和2年～6年合計】



（注）自転車乗用中の死者・重傷者における人身損傷主部位が「頭部」であった者の構成率を比較した。

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用

～ 命を守る反射材について ～

自転車に**反射シール**や**反射材用品**を付けることは交通事故防止に非常に有効です。

また、自分自身も靴に**反射シール**を貼り付けたり、**反射タスキ**等の反射材用品を身に着けたりするなど目立つように心掛け、周りの人や車に自分の存在を知らせましょう。

～ 自転車指導啓発重点地区・路線について ～

重点地区・路線は、自転車の通行量・自転車関連の交通事故発生状況等を踏まえ、地域の実情に応じて選定し、広報啓発や指導取締りを強化しています。

各警察署が選定している重点地区・路線は、右のコードから、県警ホームページでご確認ください。



※県警HP

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年のうちに2回）と、自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際は、ルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

